

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 3 2 号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例(昭和 3 3 年相模原市条例第 2 0 号)の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「の種別割」を削る。

第 2 条の見出し中「の種別割」を削り、同条中「の種別割」を削り、「第 4 6 3 条の 1 8」を「第 4 5 1 条」に改める。

第 3 条(見出しを含む。)中「の種別割」を削る。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の税率の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の税率の特例に関する条例(昭和 3 3 年相模原市条例第 2 1 号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例及び第2条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の税率の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。